

監査公表第 24 号（平成 30 年 3 月 23 日、県公報第 3977 号登載）  
本庁定期監査結果に基づく措置結果（平成 29 年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した本庁定期監査結果の報告（平成 29 年 11 月 20 日 29 監総第 504 号）に基づき、教育委員会及び公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 23 日

福岡県監査委員	山 下 芳 郎
同	行 正 晴 實
同	岩 崎 勇
同	井 上 忠 敏

29教財第1117号  
平成30年1月24日

福岡県監査委員 山下芳郎殿  
同 行正晴實殿  
同 岩崎勇殿  
同 井上忠敏殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成29年11月20日29監総第504号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁	地域改善奨学資金貸付金償還金において、収入未済額が、前年度に比べて減少しているものの、多額であった。	<p>地域改善奨学資金貸付金償還金の債権回収については、文書や電話による督促をはじめ、以下の取組を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>奨学金相談員及び課職員による、滞納者への戸別訪問を実施し、個々に応じた返還計画の提案や指導及び免除・猶予制度の周知徹底を行うとともに、訪問時不在だった者や訪問面接後も返還が実行されていない者に対しては、続けて電話督促を実施するなど、返還の再開及び継続的な返還が行われるような督促を行っている。</li><li>滞納期間の長い者に対して、改めて状況を認識させ、返還を意識付けるため、債務承認書を送付し、戸別訪問による債務承認書の回収や滞納債権の返還督促を行っている。</li><li>奨学金返還督促強調月間を設定し、これまでの戸別訪問で面接が出来ていない滞納者を中心に、訪問時間帯を夕方・夜間へ変更した戸別訪問を行っている。</li></ol> <p>これらの取組により、収入未済額が減少しているため、今後も継続して取り組んでいくとともに、より効果的な取組を検討するなど収入未済の解消に向け債権の回収に努めることとする。</p>

福岡県監査委員 山下 芳 郎 殿  
同 行 正 晴 實 殿  
同 岩 崎 勇 殿  
同 井 上 忠 敏 殿

福岡県公安委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 29 年 11 月 20 日 29 監総第 504 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
警察本部	運転免許試験場跡地の整備工事において、設計額の積算に関しアスファルト及びコンクリート舗装の撤去に係る数量及び単価等を誤ったため、積算過大となっていた。	知事部局で採用している「積算システム」を導入すること及び担当職員を各種研修会に参加させ実務能力の向上を図ることにより事務誤りを防止するとともに、国で採用している「チェックマニュアル」を活用することによりチェック体制を確立する。これらの取り組みにより再発防止に努める。
	運転免許試験場跡地の整備工事において、設計額の積算に関しコンクリート構造物及びアスファルト舗装の撤去に係る数量及び単価を誤ったため、積算過大及び積算過小となっていた。	
	運転免許試験場の駐車場整備工事において、設計額の積算に関し、フェンス設置工の単価を誤り上層路盤工の単価が未計上であったため、積算過大及び積算過小となっていた。	